



2022年2月28日

各位

会社名 テ ラ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 真 船 達
(コード番号： 2191)
問合せ先 管理本部広報IR 高森 眞子登
(電話：03-5937-2111)

追加調査（2回目）となる社内調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、本日（2022年2月28日）、当社から独立的立場を保有する東京市谷法律事務所（以下「本法律事務所」といいます。）より、「調査報告書」（以下「追加（2回目）報告書」といいます。）を受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 追加調査（2回目）を実施するに至った経緯

当社は、2021年8月6日付適時開示「社内調査報告書の受領と今後の訂正開示に関するお知らせ」のとおり、CENEGENICS JAPAN株式会社（以下「セネジェニックス・ジャパン」といいます。）との間で信頼関係に疑義が生じたため、同年2月19日付で公表を前提にしない形で、当社とセネジェニックス・ジャパンとの間の調査依頼時点までのメキシコにおけるCOVID-19治療の新薬開発、2020年8月のPrometheus, Biotech Corporation.（以下「プロメテウス・バイオテック」といいます。）子会社化及び2020年に当社が実施したセネジェニックス・ジャパンを割当先とする第三者割当増資（以下「2020年の増資」といいます。）等、全ての取引の内容等の取引関係全般について、改めて事実関係を確認するため、当社から独立的立場を保持する本法律事務所に対して調査（以下「当初調査」といいます。）の依頼をした結果、同年7月21日に当初調査の社内調査報告書（以下「本報告書」といいます。）を受領いたしました。

その後、当社は、同年8月6日開催の取締役会において、本法律事務所に対して、当社から独立的立場を保持する有識者の立場から、また、日本弁護士連合会2010年7月15日発行（同年12月17日改訂）「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（以下「日弁連ガイドライン」といいます。）を準用し、事実と異なる適時開示に至った原因分析と今後の再発防止策の提言の追加調査（以下「追加調査」といいます。）の依頼を行い、当社は、同年9月27日付適時開示「追加調査となる社内調査報告書の受領のお知らせ」のとおり、同年9月27日に、本法律事務所より、追加調査の社内調査報告書（以下「本追加報告書」といいます。）を受領いたしました。

当初調査及び追加調査において、メキシコでの新型コロナウイルス治療薬開発事業について、2020年4月から2021年3月までの1年間において当社が行った適時開示60件を確認した結果、合計24件の適時開示資料においてその一部またはその全部に事実と異なる内容またはそのおそれがある内容が記載されていたことが判明いたしました。

一方で、2020年の増資の適時開示及びその後の経過開示については、本法律事務所には強制調査権がないこと、当初調査及び追加調査において本来解明すべきだった「開示の適正性」を調査スコープに入れていなかったことから、実効性のある調査が出来ず解明できていない部分が多く残っている状況にありました。こうした状況において、当社としては、実態の解明のために2020年の増資の適時開示及びその後の経過開示に

係る調査は必須であると考えておりました。

こうした事情を踏まえたうえで、当社の適時開示の内容の適正性及び失権を防止する観点から、当時の当社の対応において不足していた点、その他不適正な点が無かったか否かの検証及び不適正な点がある場合における原因分析並びに再発防止策の提言についても必要と考え、2021年12月20日付適時開示「追加調査（2回目）」となる社内調査の実施に関する決議及び代表取締役社長の役員報酬自主返上について」においてお知らせしたとおり当社では、2021年12月10日に、本法律事務所に対して2回目の追加調査（以下「追加調査（2回目）」といいます。）を依頼しました。

また、当社株式は2021年10月14日付で、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）から特設注意市場銘柄に指定されておりますが、当社は、特設注意市場銘柄への指定後、東証から自主規制業務の委託を受けている日本取引所自主規制法人から、当社に関する照会等を継続的に受けていたなかで、これらの照会等に回答するために、2021年12月上旬、当社代表取締役社長である真船氏（以下「真船氏」といいます。）に対して社内ヒアリングを実施したところ、同年8月に真船氏が本報告書及び本追加報告書において「D教授」として記載のあるメキシコでの新型コロナウイルス新薬開発事業における臨床試験の責任者を当社の取引先から紹介され、面会していた事実が発覚しました。しかし、真船氏は、本法律事務所による調査が実施されている状況下の同年8月にD教授と面会していたにもかかわらず、この事実を本法律事務所に対して伝えておりませんでした。さらに、D教授が当社子会社の細胞培養加工施設を見学し、その後の意見交換にD教授と当社子会社の技術スタッフが参加していた事実も発覚しました。

そのため、当社では、メキシコでの新型コロナウイルス新薬開発事業における臨床試験の実在性に関して、本法律事務所が、D教授に対して直接確認できる可能性が出てきたことから、事実確認を行う必要があると認識したため、当社とD教授が直接の接点を有するに至った経緯などの事実関係、2021年8月以降に真船氏がD教授と接触していたにもかかわらず本法律事務所当該事実を報告しなかった理由、またこうした問題が生じた原因及び再発防止策等についても調査が必要と考え、本法律事務所に対して追加調査（2回目）を依頼しておりました。

2. 追加（2回目）報告書の前提について

当社と本法律事務所は、日弁連ガイドラインの「第6. その他」、「5」において「本ガイドラインの全部又は一部が、適宜、内部調査委員会に準用されることも期待される。」と規定されていることを踏まえて、「本社内調査における日弁連ガイドラインの適用に関する確認書」を締結しました。そのため、追加調査（2回目）は日弁連ガイドラインの一部につき準用しています。

本法律事務所のうち平英毅弁護士は、過去に当社の2021年1月7日付改善報告書の作成に関する法的助言及び当社のセネジェニックス・ジャパンに対するプロメテウス・バイオテック株式譲渡に伴う譲渡代金債権に関する債権譲渡契約書の作成業務を行ったことがあるものの、当該事項を除き当社と本法律事務所の間には、過去において受任関係やその他の取引関係はないことが追加（2回目）報告書には記載されていません。

3. 追加（2回目）報告書の公表について

当社は、本日（2022年2月28日）、本法律事務所より、追加（2回目）報告書を受領いたしました。

なお、追加（2回目）報告書の全文につきましては、現在、機密情報保護等を目的として、部分的な非開示措置の可否を検討しており、当該検討終了後、可能な限り速やかに公表いたします。

4. 今後の見通し

追加（2回目）報告書を受けての今後の対応が当社の2022年12月期通期連結業績に与える影響は精査中であり、判明次第お知らせいたします。

以上